



2025 年 9 月 19 日

各 位

会 社 名 丸 八 証 券 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 鈴木 卓也
(コード：8700 東証スタンダード)
問 合 せ 先 常務執行役員
コンプライアンス本部長 堀 直幸
(TEL. 052-307-0270)

「家族サポート証券口座」取扱い開始のお知らせ

丸八証券株式会社（以下「当社」）は、2025 年 9 月 22 日より「家族サポート証券口座」の取扱いを開始いたします。

当社は、ご高齢のお客様が認知症などを発症された場合の証券口座の凍結などの問題に備え、お客様とご家族が将来にわたって安心してお取引いただく為に、「家族サポート証券口座」の取扱いを開始することといたしました。

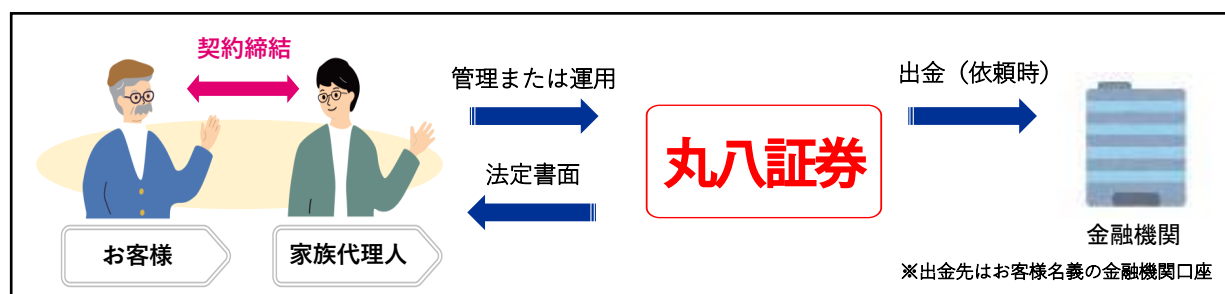
1. サービスの概要

「家族サポート証券口座」とは、お客様があらかじめ信頼できるご家族を代理人（以下「家族代理人」）に指定し、お客様の認知判断能力低下・喪失後や、認知判断能力の低下前に代理取引を開始することで、家族代理人による資産の適切な管理・保全・運用・処分等を通じて、お客様の生活・看護・療養・納税等に必要な資金を確保および給付するなどして、お客様の生活の安定を図るとともに、円滑な資産の承継を目的とするものです。

2. 「家族サポート証券口座」のご利用の流れ

- ① お客様と家族代理人および当社の三者間で事前相談を実施し、本サービスの契約お申込みについての必要事項、お手続き方法等をご確認のうえ整理していただきます。
- ② お客様と家族代理人が公証役場において公正証書契約をご締結いただいたうえで、当社に「家族サポート証券口座」のご利用をお申込みいただきます。
- ③ 「家族サポート証券口座」のお申込み後も、お客様ご自身によるお取引を継続していただきますが、お客様ご自身との取引が困難になった場合など、認知判断能力の状況を踏まえた必要なタイミングで、家族代理人のお申出により、家族代理人とのお取引が開始され、それ以降は家族代理人が預り資産の管理または運用を行っていただきます。

当社は、お客様および家族代理人に対して継続的に面談を実施し、契約の内容に変更がないか、お客様と家族代理人の関係が良好であるか、成年後見の開始や契約停止または終了の事由が発生していないかの確認を行います。



※「家族サポート証券口座」は、日本証券業協会の登録商標です（登録商標第 6920425 号）。